期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第四項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　前項の事業主であつて第八項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。	9　前項の事業主であつて第五項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。
15～18　（略）	10～13　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げるこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）の規定は、当該各号に定める新雇保則附則第十五条の四の三第一項に規定する新型コロナウイルス感染症関係事業主（第一号において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）又は新雇保則第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（以下この項において「休業等」という。）について、それぞれ適用する。

一　新雇保則附則第十五条の四の三第四項の規定　令和二年一月二十四日以降に休業等を行った新型コロナウイルス感染症関係事業主

二　新雇保則附則第十五条の四の三第七項の規定　令和三年一月八日以降に開始した休業等

三　新雇保則附則第十五条の四の三第十一項の規定　令和三年二月十三日以降に開始した休業等

○厚生労働省令第三十八号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）
第三条　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から法第三条第一項第一号に規定する緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同項第二号に規定する緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日（当該緊急事態解除宣言が令和三年二月中にされた場合にあっては、同年四月三十日）までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（同項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主	**第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から法第三条第一項第一号に規定する緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同項第二号に規定する緊急事態解除宣言がされた日の属する月の翌月の末日までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響（同項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主